

# インフルエンザによる出席停止の通知書

群馬県立前橋高等学校長

インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

## ※以下保護者記入

群馬県立前橋高等学校長 様

### インフルエンザにおける療養報告書

年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_

2 診断日： 令和 年    月    日 (診断型：    A型    B型    不明)

※いずれかに○をつけてください。

3 登校再開日： 令和 年    月    日

(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ <b>発症日</b> ： <u>  </u> 月 <u>  </u> 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日を経過している。 ⇒ <b>解熱した日</b> ： <u>  </u> 月 <u>  </u> 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年    月    日 保護者氏名 \_\_\_\_\_